

さつま町グリーン・ツーリズム研究会 会則

(目的)

第1条 この研究会は、グリーン・ツーリズムを实践する人材の育成を基本として、会員相互の連携や情報の共有等を行い、農村の社会的・経済的向上を目指す。

(名称)

第2条 この会の名称は、「さつま町グリーン・ツーリズム研究会」とする。

(事務局)

第3条 研究会の事務局はさつま町役場内に置き、書記会計等を担う。

(事業)

第4条 第1条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) グリーン・ツーリズムの实践に資する研究等に関する事。
- (2) その他、第1の目的達成に必要な事業に関する事。

(会員の資格)

第5条 会員は、本会の趣旨に賛同する者であって年会費を納入した者とする。

(専門部)

第6条 この会に専門部を置くものとする。

- (1) 企画広報部
- (2) 農林業体験部
- (3) 農泊部
- (4) 食育部

2 会長は、総会の承認を得て専門部の設置又は統合をすることができる。

3 会員は、自らの自由意志によりいずれかの部に所属するものとする。なお、複数の専門部に所属することができる。

4 専門部ごとに部長を選出するものとする。

(役員)

第7条 この会の事業を円滑に運営するため、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 専門部長 4名
- (4) 監事 2名

2 会長は、この会を代表し、会務を処理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

4 監事は、会計会務の執行を監査する。

5 会長、副会長及び監事の選出は、総会における会員の互選による。

6 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 この会の会議は次のとおりとし、会長が招集するものとする。

- (1) 総会，定例会，各部会，役員会とする。
- (2) 総会と定例会をもって，議決機関とする。
- (3) 定例会は，先進地への研修視察や講演会並びに会員相互の意見交換を行うものとする。
- (4) 総会は，事業年度当初の定例会をあてる。
- (5) 各部会，役員会は必要に応じて開催する。

(総会の議決事項)

第9条 次の事項は，総会の議決を経るものとする。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 役員を選任
- (4) 事業計画及び収支予算の決定
- (5) 事業報告及び収支決算の承認

(総会の運営及び議決)

第10条 総会は，会員総数の過半数の出席で開くものとする。ただし，書面または代理人をもって議決を行う者は，これを出席者とみなす。

2 総会議事は，出席者の過半数で決する。

(経 費)

第11条 この会の運営に要する経費は，会員の年会費等をもってあてる。

2 年会費は2,000円とする。

(入脱会)

第12条 会への入会と脱会は，随時可能であり，事務局に届け出るものとする。ただし，事業年度の途中で脱会しても年会費は返還しない。

(役員手当)

第13条 事業年度における役員の手当は，以下のとおりとする。

- (1) 会 長 3,000円
- (2) 副会長 2,000円
- (3) 専門部長 1,500円
- (4) 監 事 1,000円

(事業年度)

第14条 この会の運営及び会計年度は，毎年4月1日に始まり翌年3月末日とする。ただし，平成19年の事業年度は，この会の設立の日から翌年3月末日までとする。

(雑 則)

第15条 この会則に定めるもののほか，事業の執行に関して必要なことは，別に定める。

(附 則)

この会則は，平成19年3月16日から施行する。

この会則は，平成21年4月21日から施行する。